



令和元年9月6日
住宅局建築指導課

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第10条の規定により、中央建築士審査会※（8月27日開催）の同意を得て、別紙のとおり業務停止処分（8月27日付け）を行いましたので公表します。

※ 中央建築士審査会は、一級建築士試験や一級建築士の懲戒処分等に関する審議を行うため、建築士法第28条に基づき設置されております。

一級建築士の懲戒処分について

1 筒井 知人 (登録番号 第302137号)

① 処分の内容

令和2年3月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

神奈川県内の建築物（2物件）について、株式会社HD I アーキテクト一級建築士事務所（東京都知事登録第61640号）の業務に関し、工事監理者として、工事監理（工事が設計図書のとおりに行われているかいないかを確認すること）を十分行わなかったことにより、工事が設計図書のとおりに行われなかった事態（敷地内の避難上・消火上必要な通路となる階段の一部が未設置及び幅員が不足し、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第35条及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第128条の規定等に不適合、敷地内の崖の法面処理について、所定の安全措置を要する条例の規定に不適合、雨といと雨水枡が未接続で、法第19条第3項の規定に不適合）を生じさせた。

2 狩野 真也 (登録番号 第323579号)

① 処分の内容

令和2年3月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

東京都内の建築物（1物件）について、狩野真也建築設計事務所（埼玉県知事登録（3）第9200号）の業務に関し、代理者として、虚偽の確認済証の写し（電子データ）を作成し、工事施工者に渡した。また、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。

3 山野内 辰男 (登録番号 第212266号)

① 処分の内容

令和2年3月1日から業務停止14日

② 処分の原因となった事実

北海道内の建築物（1物件）について、有限会社山野内建設の業務に関し、一級建築士たる工事施工者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第8項の規定に違反し、同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けず

に工事を行った。また、同建築物について、山野内建築設計（北海道知事登録（渡）第0408号）の業務に関し、一級建築士たる代理者及び工事監理者として、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。

4 原 芳男（登録番号 第86522号）

① 処分の内容

令和2年3月1日から業務停止14日

② 処分の原因となった事実

大阪府内の建築物（4物件）について、昭和住宅株式会社一級建築士事務所（兵庫県知事登録第01A02451号）の業務に関し工事監理者として、工事監理（工事が設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること）を十分行わなかったことにより、工事が設計図書のとおりに行われなかった事態（耐力壁の一部の筋交いが逆向きとなり、1物件について、建築基準法第20条第1項4号の規定に不適合）を生じさせた。

以上